



時間となりましたので、会議を進行してまいります。本日は、東京都いじめ問題対策連絡協議会の全委員 27 名のうち 18 名の出席をいただいております。東京都いじめ問題対策連絡協議会規則第 6 条で定められている定足数に達しておりますので、会議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、東京都教育委員会を代表して、浜教育長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

### 【浜教育長】

改めまして、東京都教育委員会教育長の浜佳葉子でございます。本日は年末のお忙しい中にもかかわらずお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。少し掛けてお話をさせていただきたいと思います。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されてから、10年余り経過いたしました。この間、東京都は、「東京都いじめ防止対策推進条例」に基づき、学校の設置者、学校、教職員、保護者などが重層的な責任体制を確保していくということで、社会全体の力を結集していじめ問題を解決する体制の充実を図ってまいりました。

今年10月に公表されました、文部科学省の「令和4年度 児童・生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」におきましては、都内の国公立学校におけるいじめの認知件数は、67,269件と前年度に比べて約11.0%の増加となっております。全国と同様増加傾向でございます。令和3年度に続いて、令和4年度も認知件数が増加したということは、いじめそのものが増えているというよりは、各学校において、教職員が見逃しがちないじめを積極的に認知した結果であるとも考えております。

また、同調査における、「いじめられた児童・生徒の相談状況」に関しましては、「誰にも相談していない」を選択した割合は都内全公立学校の平均は2.5%でございます。全国平均4.5%に比べますと、2%低い結果でございます。こちらは、都内全公立学校で「子供が、身近にいる信頼できる大人にSOSを出せるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援できるようにすること」を目的に、「SOSの出し方に関する教育」を推進していることも背景にあると考えております。

現在、都内の公立学校におきましては、教員と外部の専門家から成る「学校サポートチーム」を全校に配置しまして、学校、家庭、地域、警察、児童相談所などの関係機関が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、子供たちに対して適切に指導や支援を行う体制を確保しております。「学校サポートチーム」の会議におきましては、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組や、在校生の子供たちの実態などについて意見交換を行い、顔が見える関係を築くことで、学校だけでは解決できない問題の未然防止や早期解決につながっているという声も聞いております。

全ての子供たちが、安心して学校に通い、学ぶことができるようにするためには、学校はもとより、保護者や地域の方々、関係機関や団体の皆様など、社会全体の力を結集し

た、いじめ防止の取組を一層推進していく必要があると考えております。そのための方策につきまして、委員の皆様方にはそれぞれのお立場から、忌憚のない御意見を賜りたいと願っております。

東京都といたしましても、引き続き、全ての子供たちが、安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめ問題の解決に向けて、全力で取組んでいく所存でございます。

委員の皆様方のお力添えを引き続き賜りますようお願い申し上げます、よろしくお願いいたします。

#### 【有村会長】

浜教育長、ありがとうございました。教育長から子供たちが安心して過ごせる環境、学校というものを作っていきたいというお話がございました。その方針を受けて協議を進めてまいりたいと思っております。なお、教育長におきましては、公務のためにこれ以降、退席されると伺っております。また、カメラにつきましては、御退室をお願いできたらと思います。

次に、本連絡協議会の委員の紹介でございます。

本来ならば、お一人お一人を御紹介させていただきたいところですが、時間の都合上、お手元の資料1の「委員名簿」をもって紹介に代えさせていただければと思います。人事異動などにより、変更があった所属だけ丸印を付けさせていただいております。

本日は、東京都生活文化スポーツ局戸谷委員の代理として、私学部の福本私学部私学行政課長、東京都特別支援学校長会丹野委員の代理として、都立水元特別支援学校長の村上校長先生の2名の方に出席をしていただいております。よろしくお願いいたします。

次に、委員の変更もございましたので、改めて「東京都いじめ問題対策連絡協議会規則」につきまして、事務局から東京都教育庁土屋指導部指導企画課長、よろしくお願いいたします。

#### 【事務局（土屋指導部指導企画課長）】

東京都教育庁指導部指導企画課長の土屋でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。改めて、新たに委員に御就任された方もいらっしゃいますので、ここで東京都いじめ問題対策連絡協議会規則について、その要点を説明申し上げます。タブレットの資料2の東京都いじめ問題対策連絡協議会規則を御覧ください。

第1条の趣旨については、この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例に基づき、本協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものです。

第2条の所掌事項については、次の3点の事項について協議するとしております。

第1は、都、区市町村又は学校におけるいじめの防止等のための対策の推進に関する事項、第2はいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項、第3は、その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項、以上の3点となっております。

第4条の委員の任期については、2年といたしまして、第5期の任期は令和4年8月1日から令和6年7月31日までの2年間となっております。

第5条の会長については、協議会に会長を置き、委員の互選によって定めること、会長は協議会を代表し、会務を総理すること、会長に事故があるときなどは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとしております。

第6条の会議及び議事については、協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができないこと、協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長が決することとなっております。本規則についての説明は以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。規則について改めて確認ができたところでございます。よろしいでしょうか。

それでは、協議に入りたいと思います。皆様に進行に御協力いただければと思っております。

最初に事務局の方から意見をいただいて、いじめ防止対策などについての御説明をお願いいたします。どうぞ、土屋指導部指導企画課長、お願いします。

#### 【事務局（土屋指導部指導企画課長）】

それでは、引き続き私から「東京都におけるいじめ防止等の対策」について、説明を申し上げます。

はじめに、都の施策の体系について、昨年度、第1回の本協議会にて御説明させていただいたところでございますが、改めて確認をさせていただきます。

本日、お手元に2冊の冊子がございます、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】上巻」をもとに説明をさせていただきます。具体的に、御覧いただきたいページは144ページでございます。こちらに東京都におけるいじめの防止等の対策の概要として、東京都、学校の設置者、公立・私立の学校に関わる取組を中心に御説明いたします。

まず、資料の左上に平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」の趣旨を踏まえ、東京都は、いじめの防止等の対策を実施していくための万全の体制を整備することが必要と考えまして、資料15にあるとおり、平成26年7月に条例を制定いたしました。

この条例と推進法の関係は、本書142ページを御覧ください。いじめ防止対策推進法と東京都いじめ防止対策推進条例の規定について、その関係が示されております。条例第9条には、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」策定、第10条には、「本連絡協議会」の設置、第11条には、教育委員会の附属機関としての「いじめ問題対策委員会」の設置、そして、第12条には、知事が必要と認めるときに、重大事態の再調査を行うための組織として設置することができる「東京都いじめ問題調査委員会」が規定されています。

144ページの説明を続けさせていただきます。こちらの資料の中央の下にございますよ

うに、条例第9条の規定に基づき、条例と同時に基本方針が策定されています。そこには、いじめ問題への基本的な考え方として、「いじめを生まない、許さない学校づくり」、「児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動を促すこと」、「教員の指導力の向上と組織的対応」、「保護者・地域・関係機関と連携した取組」が掲げられております。

これらの条例や規則、組織などの整備により東京都においては、いじめ問題に対する重層的な責任体制を整備していると考えております。

続きまして、都教育委員会の取組についてです。

都教育委員会では、この基本方針を基に、平成26年7月、都内全ての公立学校を対象として、学校における具体的な取組を示した「いじめ総合対策」を策定いたしました。その後、平成29年2月、令和3年2月と改定を重ね、現在は、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」となっております。これに基づき、いじめ防止の取組を推進する6つのポイント、これを示しまして実効的な取組を推進しております。

本日は、今年度に取り組んでいる「いじめ等の対策」について、2点御説明をさせていただきます。

資料3、「SOSの出し方に関する教育推進委員会について」です。

都教育委員会では、子供自身が、不安や悩みを抱えたときに身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようにするため、SOSの出し方を学ぶDVD教材を開発し、平成30年度から都内全ての公立学校において道徳、学級活動（ホームルーム活動）、保健体育（保健分野）などの学習と関連させて活用できるようにするとともに、各学校において、いずれかの学年で年間1単位時間以上の実施を促しております。

また、もう少し具体的に申し上げます。【第2次・一部改定】上巻の100,101ページを御覧ください。こちらにもSOSの出し方に関する教育の推進がございますが、教員が子供のSOSを確実に受け止め、適切に支援する力を高めるために、ロールプレイ形式の研修プログラムを提供し、各学校において、校内研修などで活用できるようにしております。

これらの取組をさらに確実に推進していくために、今年度、「SOSの出し方に関する教育推進委員会」を設置し、都内公立学校において実施している「SOSの出し方に関する教育」の取組状況を見直すとともに、それらを一層推進するための具体的な方法として、委員の皆様から専門的な知見をいただきながら、「子供のSOSを出す力」や教職員の「子供のSOSを受け止め支援する力」を向上させるための方策として、新たな映像教材の作成を行っております。委員の構成は、医療、心理、福祉、保健、教育の分野において、有識者及び公立学校長で、これまで2回の委員会を実施いたしました。次回の委員会は、1月を予定しており、発達の段階に応じた教材の内容について検討する予定でございます。

次に、「高校生いじめ防止協議会」について御説明いたします。資料4、子供いじめ防止協議会について、先ほどの、いじめ総合対策【第2次・一部改定】にございます「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」のうち、「子供たち自身が、いじめについて考

え、行動できるようにする」というものがございます。この取組を一層推進するため、現在行われている施策について、子供の視点から見直しを図ることを目的として本協議会を実施いたしました。都立高校生7名が、この都庁の会議室に集まりまして、いじめについて考え協議しました。自分たち・学校・社会にとって、必要だと考える取組やその在り方について話し合った内容を「いじめ問題対策委員会」に提案し、都教育委員会の施策として実施してまいります。

具体的には、11月4日に開催した本協議会では、7名の高校生委員の在籍校で実施したアンケート結果を基に、忌憚のない意見交換がされました。例えば、学校に対しては、教職員のいじめ問題に対する意識を変えること、社会に対しては、実施しているいじめ防止の取組の意味や意義、成果をもっとアピールして「頼りたい」と思わせることが必要ではないかなどの考えが出されました。いじめ問題を解決していく当事者である高校生委員の意見は、本当に貴重なものであると捉えておりまして、現在、いただいた提案内容について、実施時期を整理しながら実施に向けた検討を始めているところです。

今年度に取り組んでいる「いじめ防止等の対策」について、2点御説明させていただきました。

こうしたいじめ防止などに係る取組をより実効性のある対策にしていくためには、これまで以上に、学校と保護者、地域の方々、関係機関などの方々との信頼関係に基づく連携体制を強化していくことが重要であると考えております。

今後も引き続き、都教育委員会のいじめ防止対策を、一層強化していきたいと考えております。本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。説明は以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。課長から、いじめ総合対策の上巻、SOSの出し方、DVDの作成を具体的に行っているという説明などをお話いただきました。

私も1点だけ、質問があります。最初に御説明されたDVDの作成についてですが、これは完成したDVDの配布先は、東京都の小・中・高等学校、どの校種なのかを教えてくださいませんか。

#### 【事務局（土屋指導部指導企画課長）】

はい、現在作成している映像教材については、完成しましたらWeb上に掲載いたしまして、広く活用していただけるような形で進めたいと予定しております。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。興味がありましたので、御質問させていただきました。

続きまして、協議を行いたいと思います。本日は大きく2点に分けて皆様から御意見を

賜りたく、話し合いを伺ってまいりたいと思います。

1点目は、都・区市町村、または学校におけるいじめなどの現状と課題についてでございます。各委員の皆様から、現在のそれぞれの取組状況について、御紹介いただければ幸いです。それぞれの立場から特に関係の機関あるいは団体との連携実態に触れながらお話しただけですと、2点目の協議にもつながるのではないかと思います。

最初に、学校関係の皆様をお願いをしたいと考えております。大変恐縮でございますが、最初に、都立小山台高等学校の統括校長であります井上委員からお願いできればと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

### 【井上委員】

それでは公立高等学校長協会を代表いたしまして、本校の取組を御説明させていただきます。

まず始めに、3月に入学予定者説明会を実施しておりますけれども、この中で東京都教育庁指導部が作成しております冊子を使いまして、まず入学予定者に対し、いじめのことやスマートフォンの利用方法・注意点などを説明しています。その後、4月の入学前の注意事項についても取組をしているところでございます。4月になると、教員も転入者がございますので、サービス事故防止研修などの中で、いじめの定義について再度確認、あるいは必要事項について研修をしております。

いじめ防止対策委員会は企画調整会議の冒頭に開催し、メンバーは企画調整会議と同様にしております。企画調整会議は職員会議の前に調整する会議で、主要な教員が集まって協議をする場になっており、こちらに学年主任、生活指導主任などの分掌主任、学年主任が所属しております。これが企画調整会議といじめ対策委員会を兼務という形にさせていただいております。企画調整会議は、毎週開催することになっておりますが、いじめの防止対策委員会については、月に1回開催ということが求められておりますので、企画調整会議を開く前に短時間でいじめ対策委員会を開いて、何もなければそのまま企画調整会議に取組んでいくというような流れを本校では作っているところです。ただ、課題について申し上げますと、いじめ対策委員会にスクールカウンセラーの出席が求められておりますが、なかなか日程調整が難しく、スクールカウンセラーが出席できないという現状もございます。

いじめを把握するための取組でございますが、本校では、年3回、学期に1回アンケートを取っていじめがないか確認をするということになっております。生活実態調査ということで、それぞれの生徒の勉強時間や生活時間などを調査することに絡めて、いじめを受けていないか、あるいは体罰を受けていないか、というような調査を年3回しているところです。この調査については、3年間、学校で保管するということが求められておりますので、間違いなく学校で保管をしています。併せまして、高等学校では、学校評価アンケートを実施しておりますので、生徒対象のアンケートの中で、併せて、いじめなどがないか

を確認をしています。

いじめについての授業は、なかなか授業で時間を作るのが難しいですが、ホームルームの中で特に1年生を中心にSOSの出し方の授業を中心としながら行っております。併せて、都立高校では、今年度よりコンディションレポートという生徒の端末にソフトを入れて、その日の体調とかを確認するシステムを導入していただいております。その項目の中に、「相談したいことがありますか」というような項目を設けておまして、そこで、体調不良とかあるいは相談事がある場合にはチェックを入れて、それを担任あるいは養護教諭などで確認をしていく、というような取組も行っているところです。

課題については、先ほども申し上げましたが、いじめ対策委員会とスクールカウンセラーの勤務日がなかなか合わないということ、また、実際にいじめが起こった場合、先ほども高校生のいじめ防止協議会の中の資料にもありましたが、高校生ともなるとそれぞれに個性があって価値観の違うところでぶつかり合ってトラブルが起こっているということがあります。実際に、いじめを受けていると相談を受けても、加害者とされた方も被害者からいじめを受けていたといったケースがあるため、いじめに関わるトラブルがなかなか収まらないというようなケースも多いように聞いております。私からは以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。井上校長先生からは、入学前のことや教員の研修、アンケートについて、また、課題としては、スクールカウンセラーの先生方が、日程が合わないということをおっしゃっていただきました。本日は、カウンセラーの代理の方がおいでですので、またできればこの件について、言及いただけるとありがたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、東京都特別支援学校長会の都立多摩桜の丘学園統括校長、丹野委員が欠席ですので、代理として、都立水元特別支援学校の村上校長先生においでいただいております。よろしく願いいたします。

#### 【村上水元特別支援学校長】

水元特別支援学校長の村上でございます。特別支援学校については、基本的な考え方や現状について、御説明させていただきます。

改めて、言うまでもないことかもしれませんが、早い段階で丁寧に対応をすることは、基本的な考え方として押さえておかなければならないと認識をしています。例えば、児童・生徒から「誰々にいじめられた」という訴えがあった場合には、教員は、「日にちや内容・対応の経緯を必ずその場で記録をすること」「事実関係について速やかに把握しておくこと」の2点について、校内の全教職員が共通理解を図ることが大切であり、基本的な考え方として認識をしておかなければならないと考えております。

そのために、本日の机上にあるいじめ総合対策の【第2次・一部改定】の上巻40ペー

ジに、「重大性の段階に応じたいじめの類型（例）～『いじめ』の定義に基づく確実な認知に向けて～」という図がございます。この縦を貫いている赤い矢印「法令上のいじめ」のいじめの捉え方と、同じ図の中央下にある青い矢印で貫いている「社会通念上のいじめ」のこの定義を、全ての先生方がしっかりと認識していくことが重要であると捉えております。

この背景には、特別支援学校において、実際に学校で起こる出来事について、なかなかいじめとして認めることが難しいケースも現状として起こり得るということと、もしかしたら、そういうケースが多いかもしれないということが十分考えられます。したがって、この上巻の40ページにある内容を前提条件としてしっかりと全ての先生方が理解しておくこと。それを踏まえた上で、先ほど申し上げたような早い段階での丁寧な対応というのは、この前提条件が無ければ動かない・動けないとなりますので、改めて基本的な考え方として、重要であると捉えております。以上でございます。

#### 【有村会長】

はい、ありがとうございました。村上校長先生から、早期発見が重要ということが上巻で指摘されている点を御説明していただきました。特に村上校長先生からは、40ページの法令上と社会通念上のいじめについて、これが非常に難しい部分があるため、やはり法の専門家の方にいろいろと御助言をいただけたらありがたいです。

東京都はこのような分類をしていますが、なかなか定着しない部分があるように思います。非常に大切な問題意識をいただいたことに嬉しく思います。ありがとうございます。

続きまして、東京都中学校長会から府中市立府中第六中学校長の佐藤委員、お願いいたします。

#### 【佐藤委員】

佐藤と申します、どうぞよろしく申し上げます。

東京都中学校校長会生徒指導部での610校全校に対するアンケート調査の6つの結果から、中学校各校の取組などをお話させていただきたいと思います。

まず、「いじめについて学校の現状に近いものを1つ答える」という質問については、「一部にはあったが現在は解決している」という学校が35.9%、「発生を繰り返すがその都度解決している」が48.4%で、合わせて84.3%ですが、一方で「一部で継続しており、現在もその解決に向けた対応を継続中である」が10.7%、「深刻な問題となっており、関係機関などの支援を受けながら解決を図っている」が1.6%となっており、解決の困難さも見られます。

次に、「改定いじめ対策推進法の4つの具体策の中で、さらに充実させる必要があるものを1つ答える」という質問では、「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」という学校が42.8%、「相談体制の整備」が22.8%で、SNSに関係するいじめやト

ラブルが依然として多い実態があります。その他は、「早期発見のための措置」という学校が24.8%、「道徳教育の充実」が9.7%で、未然防止に対する取組が増加傾向にあり、以前に比べて重点が置かれていることが分かります。

また、「いじめ防止のために設置された校内組織の定例会議などを年間何回行う予定ですか」という質問については、「毎月1回以上で実施する」という学校が59.9%、「4回～10回」が10%、「各学期に1回の年間3回」が23.3%でした。6割近い学校は月に1回以上定例会議を実施し、いじめ防止に取り組んでいる様子が見られます。

更に、「いじめ防止などに関する措置を実行的に行うために行っていること」の複数回答での質問では、「いじめの疑いに関する情報の収集・記録・共有」という学校が94.1%で、いじめの早期発見・早期対応に重点を置き、対応していることが分かり、「いじめの疑いに関する情報があった時に、緊急会議の開催・指導支援の方針や対応策の決定」が74.1%と続いております。

続けて、「いじめに関する生徒へのアンケート調査などの年間実施予定回数」について聞いた質問では、「各学期に1回の年間3回」という学校が55.7%、「年に4回以上」「毎月実施する」を合計すると、34.1%、年間3回以上の実施が89.8%となっており、各学校が回数を増やす傾向が見られます。

最後になりますけれども、「いじめの未然防止に向けて、特に効果があると考えられる取組」について、3個以内で答える質問では、「いじめに関するアンケートの実施」という学校が64.3%、「集会などでの講話による『いじめは絶対に許さない』という雰囲気为学校全体への醸成」が57.8%でした。アンケート調査や講話が学校全体での未然防止や早期発見・早期対応に効果的であるというふうに考えられていることが分かります。

以上、アンケート結果から見た中学校の取組と課題になります。私からは、以上になります。ありがとうございます。

#### 【有村会長】

中学校の610校のアンケートに基づいて、具体的に御発表いただきました。ありがとうございます。とりわけ聞いていて思いましたのは、「深刻な問題となっており、関係機関などの支援を受けながら解決を図っている」の1.6%の解決が難しい、困難なケースがあるという御指摘がございました。これは、非常に大事な問題で重大な受け止めであると考えます。

2点目の「インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」の割合が、約4割以上増えているということは、ネット社会の中でいじめが多く起こっているという状況であり、これは、大変難しい問題のため、重大視しておきたい課題だと思っております。佐藤校長先生から、貴重なデータをいただきましてありがとうございます。

続きまして、東京私立初等学校協会、慶應義塾幼稚舎舎長の杉浦委員、お願いいたします。

### 【杉浦委員】

東京私立初等学校協会並びに慶應義塾幼稚舎という小学校で舎長を務めております杉浦と申します。この度、本校の取組の現状と課題について、お話を差し上げたいと思います。

私ども慶應義塾という学校は、大学につながる一貫教育校として2つの小学校、3つの中学校、5つの高等学校を有しております。このうち高等学校の1つである、ニューヨーク学院高等部を除いた計9校から担当者が出席して、一貫教育校いじめ問題連絡会というものを組織しております。この連絡会では、各校からの事例の紹介、その時の対応、更には児童や生徒、教職員、保護者など様々な観点から考察がなされています。1学期に1回というペースで行っています。

この度、慶應義塾内に今年4月からですが、新たに「法務部」という事務部門が設置されまして、訴訟などに発展しそうな場合や、発展した場合の対応などにも連絡を取り合い、その後のことについても慎重に取組む組織作りを進めております。

私ども小学校幼稚舎独自としては、スクールカウンセラーをはじめとした講師を招いた研修会を複数回開いて、いじめについて様々な講習・考える機会というものを多く設けることに取組んでいます。

また、学校評価のアンケートを自己評価として、教員を対象として調査を行いまして、その調査の中に4年ほど前から「いじめ」という項目を入れて、いくつかの項目に分けて話を聞いており、その結果をデータ化して、意識を高めるというようなことをして対応しております。

大きなところでは、小学校では、このいじめ防止法を活かして組織の利用をしていくということをしっかり皆でやっていこうということであり、いじめはそれぞれの心、この場合、加害と被害という言葉を使うことが的確かどうか分かりませんが、それぞれの心に必ず傷を残すということ、そして、先ほどからも未然防止の話が多々出ていますが、いじめを許さないような学級風土を作っていくということの3点を協議会に共有して確認をするということにしております。

文部科学省の「いじめの認知について」という文章を読みましたが、成長過程にある児童が集団で学校生活を送る上では、「いじめはどうしても発生するもの」と認識して、もちろん、未然防止を第一とはしていますが、疑わしいことでもまずは認知し、現在の初期対応に留意します。また、その認知することが、「教員の目が行き届いている」、「心が届いている」ということの証に通じることになるのではないかと考えています。

いじめの対象となった児童の心身の苦痛については、やはり十分な配慮がなされなければならないと考えております。加害者にいじめの自覚がない、特に、私どもは小学生を相手しておりますので、そのようにいじめの自覚がないシンキングエラーや、被害者が抵抗できないアンバランスパワーというものがいじめをより深刻化させるということを知り、また、教員においてもこれまでの経験から、「そういうことはよくあることだ」と

か、「これを乗り越えれば強くなるぞ」と、そのような思い込みが入らないということが、これからますます重要性を増すというふうに考えています。

世の中には、多様性・ダイバーシティーという言葉が大きな広がりを見せて、様々な解釈、1人個々の考えの違いを、逆にそれを考える多様性に欠けるのかもしれませんが、いじめを未然に防ぐにはやはり先ほど申し上げた、「いじめを許さない学級風土を作る」ということを推進する、それが非常に必要と考えています。学校生活においては、これは月並みな言い方になるかもしれませんが、共感や共鳴、それから共有の経験や体験を通して、他者、他人を理解していくということが大切であると日々強く感じています。

ここで、最近の例を紹介させていただきます。4年生の男子児童が、クラス担任ではない教員に訴えてきたことがありました。私どもは、日本の小学校の中でも6年間担任を担当する、持ちあがりするという特異なシステムを採用しておりますので、担任が6年間変わらず、クラスも変わらないというシステムを続けています。その4年生の児童が、別の教員に訴えてきた内容は、クラスメイトから「ぐず」や「のろま」というような声をかけられて、鬼ごっこなどをしていても常にそういう声をかけられるという状態でした。この児童からゆっくりと話を丁寧に聞いて、またこちらで周辺を調べてみると、そのクラス担任が、あなたは「給食を食べるのが遅い」とか、体育の時間に「走るのが遅い」とか、漢字の試験で「書くのがとても遅い」などと言ったことが、その原因であることが考えられました。

先ほど申し上げましたシンキングエラーとなったのは、クラス担任が当該児童に対して投げかけた言葉を、考えもせずにまねして使った児童がいるという、このようなケースが少しずつ増えているのではないかと思います。この関連したつながりが、心身の苦痛につながっていたということを感じています。この当該児童が、担任に言わずに別の教員を頼った理由も、児童なりにその後を考えた結果であるということが分かりました。つまり、これは担任に知られれば、「今度は担任から余計な圧力がかかる」と、余程、小さな胸を痛めていたと思っております。

それと、この場合、保護者も大変おおらかに構えてくださったので、更に次の悪い段階に進むことにはならず、この児童は、現在元気に登校しております。しかし、朝に自宅を出る前や登校中に腹痛になることもあったようで、その心の苦痛から、体調不良を併発したということも知りました。今回の件で、やはり児童と教員はまずは何よりも和やかな結び付きを求めるとするのは、これは、以前から全く変わらないことではあります。これはコロナのせいにしていいのかどうかは分かりませんが、「少し児童と教員の距離が空いている」とか、「互いの信頼感に少し開きが出ている、乖離が出ている」ことも要因かと思えます。

そうしたことも、この時期にもう一度、再確認をするということを改めて感じているということになります。以上になります。

### 【有村会長】

ありがとうございます。具体的な例を交えて、4年生の子供の学びに参考になる良いお話を伺えました。特に、先生の言葉がけが大切ということです。

文部科学省が、生徒指導提要进行を12月に改訂したわけですが、従前から重視されている学級の風土や学校の雰囲気（スクールクライメイト）などについて、「安全・安心な風土の醸成」という言い方をしておりますが、そういうものが安定していないと子供はなかなか相談ができにくいと思います。それを慶應義塾幼稚舎では、非常にきめ細かに6年間を見ていると感じました。こういう子供たちが、話しやすい雰囲気などを作っていくっていうことを伺うことができました。

子供たちを、特に小学生を「シンキングエラー」という言葉を使っていたいただきましたが、子供の苦痛をどのように感じ取るのか、子供側から見たときの感じ捉え方、その事態の捉え方が非常に重要であるということです。

一方、先生方の配慮だけを見ても、『これは単に、いい加減にはしてはならない』とか、『大したことはないだろう』という論理は、成り立たないことを教えていただいた気がします。非常に貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

ここまで、公立学校と私立学校についての取組を教えてくださいました。

ここで、御質問などがありましたら、お答えしますがいかがでしょうか。

では、質問などがないようなので、進めさせていただきます。

続きまして、公立学校の設置者であります教育委員会の取組について、御意見、御報告をいただきたいと思いますが、本日、公務のために3つの全ての教育委員会の委員が欠席ということをお伺っております。

しかし、本日は欠席されている3つの教育委員会の委員の皆様から、報告をお預かりしていますので、事務局から御紹介いただけますでしょうか。では、濱田統括指導主事、お願いいたします。

### 【事務局（濱田統括指導主事）】

失礼いたします。委員名簿の10番から12番まで各教育委員会の皆様から御報告の原稿を頂戴いたしましたので、代読させていただきます。

初めに、東京都特別区教育委員会から、大田区教育委員会小黒教育長様から御報告をいただいております。

### 【小黒委員】※代読 事務局（濱田統括指導主事）

今年度の10月に文部科学省が公表した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」いわゆる問行調査の結果では、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約68万2千件と過去最多となりました。このような状況を踏まえ、いじめ防止対策推進法の定義に則り、教育委員会や各学校においては、いじ

めの積極的な認知と併せて、いじめの解消に向けた取組をより一層推進する必要があります。

昨年12月に12年ぶりに改定された「生徒指導提要」では、各学校においては、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有、学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築、事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童・生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換、いじめを生まない環境づくりと児童・生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるよう働きかけを行うことの重要性が示されています。

23の特別区において、どの区においても、平成25年10月の国の「いじめの防止等のための基本的な方針」などにに基づき、区の「いじめ防止基本方針」などを策定し、教育委員会や各学校における取組を行っていると思います。

大田区では、いじめの未然防止に向けて、年間3回以上のいじめ防止に関する授業を各学校の人権教育年間指導計画に位置付け、児童・生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するとともに、教職員対象のいじめに関する研修の充実やOJTの推進により、いじめ問題への組織的な対応力の向上に努めています。

いじめの早期発見・早期対応に向けては、「いじめの見逃しゼロ」をキーワードに、各学校における法に基づくいじめの認知及び報告を徹底するよう指導しています。その上で、1人1台端末を活用した、いじめに関するアンケートを各学期に1回以上実施するとともに、多様な相談窓口の周知や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの派遣、スクールロイヤーによる法的見地からの早期対応の支援などを行っています。

いじめ対応の課題としては様々ありますが、インターネット上のいじめの増加を取り上げたいと思います。問行調査の結果でも、インターネット上のいじめは昨年より約2千件増加となっております。SNSなどを用いたいじめについては、外部から見えにくく、匿名性が高い性質を有するため、そのような態様のいじめを学校が認知しきれていない可能性があります。いずれの態様のいじめについても、教育委員会や各学校が組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係などの構築に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要です。

今後も「全ての児童・生徒にとって安全で安心な学校づくり」を目指し、いじめ防止の取組を着実に実施してまいります。

**【事務局（濱田統括指導主事）】**

続けて、東京都市教育委員会です。西東京市教育委員会木村教育長様から御報告をいただいております。

【木村委員】※代読 事務局（濱田統括指導主事）

西東京市の教育委員会における取組についてお話をさせていただきます。

始めに、いじめ問題に関しての教育委員会と学校の対応についてお話をさせていただきます。

西東京市では、「いじめ対応西東京の約束（西東京市ルール）」を作成し、市内全校にその流れを基本として組織的な対応を取るよう指導しているところでございます。また、2名の校長経験者をスクールアドバイザーに任命し、学校や教員に対していじめ・虐待問題に関する指導や支援にあたらせております。

次に、学校独自の取組についてお話をさせていただきます。西東京市の学校では、「生活アンケート」を年に3回以上実施し、子供の学校生活での悩みを把握するように努めております。また、それらのアンケート結果を学年で共有し、いじめを見た、聞いたなどの記述がある児童に対しては、追加の聞き取りを必ず実施することとしております。なお、この聞き取りにより得た情報については、校内委員会などで取り上げ、組織的かつ継続的に対応をしております。

その他の取組といたしまして、過ごしやすく安全で親和的な学級作りを通して「いじめ防止」に取組み、学級毎に達成可能な「行動目標」を設定したり、学期初めに学級活動でレクリエーションを行ったりするなど、肯定的な関わりを増やす取組を行っている小学校もございます。

また、生徒会を中心とした「いじめ防止」に関する取組として、毎月、生徒朝会を実施し、担当の生徒会役員が「いじめ防止」に関しての呼びかけを行い、「いじめ防止」のポスターや標語を作成するなど、生徒が主体となった「いじめ防止」の取組を行っている中学校もございます。

続きまして、設置している附属機関についてお話をさせていただきます。

西東京市では、「西東京市いじめ防止対策推進条例」に基づき、「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」、「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、それぞれ年2回いじめ防止対策推進に関しての協議を行っております。「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」では、専門的な視点から、いじめ問題対策について助言をいただいております。また、いじめ重大事態が発生した際には、「西東京市いじめ問題対策委員会」の委員が調査を行い、その結果を市長に報告することとなっております。

さらに、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、西東京市いじめ問題調査委員会を置くことができるようになっております。「西東京市いじめ問題対策連絡協議会」では、各関係機関でのいじめ問題への取組や他機関との連携状況について情報交換を行ったり、学校、保護者からの立場での意見をいただいたりしていじめ問題へのより効果的な取組について協議をしております。

最後に、いじめに関する研修についてお話をさせていただきます。

主に2つの研修を実施しており、「初任者研修」では、初任者を対象として西東京市のスクールアドバイザーが「いじめの定義」「いじめ対応の基本的事項」や「西東京市ルール」について講義形式で研修を実施しております。

また、「いじめ問題スペシャリスト養成研修」では、生活指導主任を対象として、いじめ問題に精通する方を講師として招き、「いじめ未然防止の取組」や「いじめの認知後の組織的な対応」について演習を交えて研修を実施しております。令和4年度は、西東京市のいじめ問題対策委員長である東京女子体育大学教授の吉村潔（よしむら きよし）様を講師としてお招きいたしました。西東京市では生徒が主体となったいじめ防止に取組むとともに、いじめ問題に対して組織的かつ継続的に対応しているところでございます。

#### 【事務局（濱田統括指導主事）】

最後に、東京都町村教育委員会です。檜原村教育委員会中村教育長様から御報告をいただいております。

#### 【中村委員】※代読 事務局（濱田統括指導主事）

町村教育委員会、檜原村教育委員会の教育長であります中村と申します。よろしく申し上げます。

いじめに関して、各町村の具体的な様子は分かりませんが、教育長会などで話を聞く限りでは、いじめの認知件数について、年々増えているといった報告が上がっています。特にネットやSNSを中心としたいじめが起こってきており、我々の知らないところで、一番発見しにくい状況となっており、これは、都市部・町村部の区別無く発生し、非常に悩ましい問題となっているようです。ただ、この内容はあくまで一部分であり、全体的な集計などを実施して、傾向をつかんでいる訳ではございませんので、私からは檜原村の様子について報告をさせていただきます。

東京都檜原村は小・中各1校の小さな村で、各学年1学級ずつ配置され、1学級あたりの人数が10人前後といった少人数の学校です。そのため、比較的目が行き届きやすいことから、いじめも起きにくく、発見されやすい環境かと考えております。反面、小・中、1クラスで9年間変わらないため、人間関係が固定化してしまい、いじめが起きると深刻化しやすく、重大事態になる恐れも大きいと思っております。

今回の会議にあたりまして、まず、いじめの認知件数の経年変化について整理しました。

小学校では、令和2年に9件、令和3年に13件、令和4年は19件と増加傾向にあります。発見のきっかけは、アンケートによるものがほとんどでした。内容は、冷やかしかやからかいが大半であり、昨年度については、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする項目が1件見られました。

また、対象学年を分析すると、相談の多くが1年生といった状況です。恐らく、保育園やいろいろな環境で育った子供たちが、友達とコミュニケーションを図ろうとした結果、友達

を叩く、からかうといった形になってしまったという推測も成り立ちます。事実、学年が上がるにつれて、いじめの認知件数は減少し、4年生～6年生では、0～1件程度といった結果です。教育委員会からは、日常の学校生活において、何気ない言葉を受け流したり聞き逃したりしていないか、教師としての人権感覚を磨くよう指導しております。

次に、中学校です。いじめの認知件数は、平成30年から1件ずつで推移しておりましたが、令和3年は0件と報告されており、令和4年は1件という結果となりました。こちらも発見のきっかけは、ほぼアンケートによるもので、内容は冷やかしたり悪口といったものでした。認知件数については、小学校からの丁寧な指導が中学校でも良い形で継続していると考えています。しかし、教育委員会としては、この件数について安心はしておりません。いじめはどの学校にも、どの子供にも起こりうるという考えの下、適宜指導して参ります。

本村のいじめ防止の特徴について、御紹介いたします。

まずは、生活指導体制の充実です。外部機関の連携を適切に行っており、中学校では、スクールカウンセラーが全生徒と面談を実施し、心の状態の把握に努めています。特に、本村では、小・中一貫教育を行っていることから、教員同士の連携が常日頃から整っており、小・中教員全員が檜原村のいじめの状況について知っているところ、対応がしやすいことが大きな特徴です。

また、今年度は新たな取組として、校内委員会の報告や不登校支援の内容などを指定の様式にまとめ、学期に1回、教育委員会へ報告する形を取っています。その上で、教育委員会は教育相談室などの関係機関と情報を共有し、個々に応じた丁寧な支援が行えるよう体制を整えております。

最後に、本村の課題といたしましては、ふれあい月間の結果から、「学校いじめ防止基本方針の概要を保護者へ説明できる」という項目の値が、低いことが分かりました。研修の充実もそうですが、保護者会などの説明する場を設けることで、概要を理解する必然性をもたせ、多くの先生方への意識を高めるよう指導しております。

今後も、子供たちが安心して楽しく学校生活を送ることができるよう努めて参ります。

#### 【事務局（濱田統括指導主事）】

3つの教育委員会からの御報告は、以上となります。ありがとうございました。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。只今、3つの教育委員会の委員の皆様からの御報告でした。

それぞれについて、いろいろと課題がありましたが、特に大田区の黒委員からの「いじめゼロ」の目指す考え方として、スクールロイヤーを配置するということが独特の対応をされているということだと思います。また、それから生徒指導提要での発達支援的な生徒指導のあり方についても御助言・御指摘がございました。

それから、西東京市の木村委員からは、組織的な態度の重要性について御説明がありま

した。

檜原村の中村委員からは、9年間一貫して小規模な人間関係が固定化しやすいなど、全ての課題について検討していただきました。ありがとうございました。

それでは続きまして、保護者、PTA 関係の組織の方から、御意見を賜ればと思います。

東京都公立中学校 PTA 協議会から関口委員、どうぞお願いします。

#### 【関口委員】

東京の公立中学校 PTA の関口と申します。

いろいろと話を聞きまして、昨年も参加させていただきましたが、今年、非常に感じたのは、学校でも先生方がいじめに関して、「認知しよう」としている姿勢が、「すごく強く感じられた」ということです。

昨年に私は、「いじめというものが『ない』前提で話をしても、何も進まない」ということで、「『ある』ことを前提にお話をしましょう」ということを説明させていただきました。やはり、「いじめは『ある』」という前提で話ができるような環境がないと、非常に厳しいというのが実感としてあります。

その中で、やはり、学習とともにいじめの認知については、「今凄く力を注がれている」と、各校長先生にお伺いした中でそう感じました。しかし、これが保護者まで伝わってくるかと言われると、やはりなかなか伝わってこない部分だと思います。この点が、やはり、本日もその話になったと思いますが、保護者と学校とが、いじめに関する認識について、差というか、少し隔たりがあるのかなと非常に感じているところです。本日、話を聞いた中では、そのような点を感じさせていただきました。以上です。

#### 【有村会長】

学校での教育実践について、認知の大切さを御指摘いただきました。それによって、学校と保護者の隔りもあるのではないかという御指摘です。これは信頼関係とつながりますので、大きな課題としたいところです。

それでは、東京都公立高等学校 PTA 連合会から檜山委員、お願いいたします。

#### 【檜山委員】

東京都公立高等学校 PTA 連合会の檜山です。私も昨年度に参加させていただいております。

まずは、東京都職員の皆様におかれましては、いつもいじめ問題に真摯に取り組んでいただき、誠にありがとうございます。学校教員に電子リーフレットの配布や SOS の出し方に関する教育、他にも校種にもよりますが、SSW、SC などを含めた校内委員会などを活発に行われている様子から、いじめ問題対策の取組を重ねて感謝申し上げます。

高校のいじめ問題としましては、学校によって、やはり多種多様な概要、また生徒保護

者によっても意識の相違があり、なかなか課題に対して同じ方向を向くのが難しいところもございます。ですから、東京都公立高等学校 PTA 連合会としましては、周囲にヒアリングをしましたが、特に目立った案件はなかったと報告を受けました。高校生にもなると、小学生のような分かりやすいいじめというのは見受けられなくなります。ましてや年齢的に問題があったとしても、自身の問題を隠すようになります。

また、いじめ問題はデリケートな問題ですので、表面化しにくいということもございます。その中で挙がってきたのが、やはり SNS によるいじめは可視化ができませんが、とても多くの案件があるということが出てきました。しかし、なかなか実態を捉えることが難しいため、取組みできる課題としては、「学校と保護者が、生徒子供たちに対して常にアンテナを高くしていただくこと」、「相談しやすい居場所を作っていただくこと」、また、「関連する研修会などを開催すること」を働き掛けることに努めております。

最後になりますが、高校生いじめ防止協議会の取組は、生徒自身の問題として自覚させるには大変素晴らしい取組だと考えています。引き続きよろしく願いいたします。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございます。高校生いじめ防止協議会について、評価をいただきました。

この取組は都で実施したわけですが、各学校でも実施できれば非常に面白いと、檜山委員のお話を聞きながら思いました。とりわけ高校生になりますと、分かりやすいいじめが少なくなります。それは、当然です。子供たちは、思春期や非常に多感な時期でもあるのでいじめを隠したりして表面化しにくい傾向があります。それをどうやって見るかについて、これがやはり、私達が非常に勉強しなければならない点だろうと思います。

それと、私も大学の学生と接していますが、SNS 中のことについては大きな問題を含むことから言いにくいところです。しかし、その対応を頑張っているということなので、今後もよろしく願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、東京都特別支援学校 PTA 連合会から小野田委員、よろしく願いいたします。

#### 【小野田委員】

東京都特別支援学校 PTA 連合会の小野田と申します。

当団体は、毎年役員が変わりますので、私は今回初めて参加させていただきます。私どもの団体は、都内の 4 種別の 60 校程の特別支援学校 PTA 連合会です。4 種別とは、知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害です。

特別支援学校と申しましても、それぞれの種別で抱える問題や環境はかなり違います。

いじめに対する取組として共通なのは、いじめに関するアンケートを行ったり、いじめ防止の授業をしていただいていることです。子供の発達の実態が様々なので、どちらもと

でも難しいと思いますが、工夫して行っていただいています。特に知的障害のある子供の  
場合、他害行為を意図せず行ってしまう子もいます。不安や混乱、不満からパニックを起  
こすと加減ができなくなることもあります。

また、叩いた相手の反応を面白いと感じてしまう場合や、そもそも叩くことが悪いこと  
という認識がない場合もあります。被害を受けた側は、当然大きな苦痛や恐怖を感じま  
す。相手が嫌だと感じることをしてしまった場合、それはいじめであるという認識のも  
と、日々それを防止すべく、指導していただいております。

さらに、スクールバスで通学する児童生徒が多いですが、児童生徒が年々増えているた  
め、バス内の乗車人数が多く、トラブルが多発しています。トラブルが起きそうな席の組  
合わせを随時変更していただいたり、添乗員、スクールバス専門の支援員、それから担任  
との情報共有をして、問題となる行動の解決策を図っていただいております。

課題としては、視覚障害、聴覚障害の場合、クラスや学年が少人数なので、思春期に人  
間関係の難しさが出てきたときに逃げ場がない点や、知的障害の肢体不自由の場合、能力  
的な問題で言葉や文字で伝えるということが難しい場合も多く、いじめを自ら訴えること  
が難しい点です。サポート会議を行い、子供たちを取り巻く大人が連携を図っていますが、  
保護者はもちろん、教員や介護職員といった大人がともに人権感覚を磨き、アンテナ  
をしっかりと張っていきたいと思います。

子供たちから大人へ、また学校から保護者へなど、お互いに話しやすい雰囲気普段か  
ら作っておくことも課題かもしれません。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。後半に話をされた内容については、人権感覚のすごく重要な  
御指摘をいただきました。これは保護者の皆様はもちろんそうですし、教員同士も考えな  
くてはいけない大事な御指摘だと思います。

特別支援学校の場合は、スクールバスを使うことが多いということで、その中の課題に  
ついては御指摘がありました。自ら子供たちが訴える力、すごく大事な視点だったと思い  
ます。ありがとうございます。

PTAの方から貴重な御意見を賜りましたことをお礼申し上げたいと思います。

これまで学校、教育委員会、保護者の皆様からそれぞれの立場において、御意見をいた  
だいたところでございます。

続きまして、協議の2点目に入りたいと思います。

協議の目的につきましては、いじめ問題の解決に向けた関係機関・団体などの連携の強  
化でございます。先ほどの御発表、御報告なりの協議を踏まえまして、現在の団体、それ  
から学校との連携があるのか、そこにおける課題、改善点というのはどういふことがある  
かということについて、それぞれ協議をしてまいりたいと思います。

弁護士の先生、医師会、公認心理師、それから民生児童委員、そのような関係、専門家

の方々から御意見を賜りたいと思います。

最初に、第一東京弁護士会から直田委員、よろしく申し上げます。

#### 【直田委員】

第一東京弁護士会の弁護士の直田と申します。

私は、第一東京弁護士会の子ども法委員会という子供の権利に関する委員会の委員長をしております。御存じの通り、東京には3つ弁護士会がございますけれども、今年度は、第一東京弁護士会が当番会ですので、私の方で弁護士会側における連携の現状などについて、御報告させていただきたいと思います。

少しその点に入る前に、今までの御発表の中で、少し思ったところがあり、「法令上のいじめの要件と現実的に考えるいじめが、ずれている」という話です。確かに、そこはその通りではありますが、一方でやはり、法律としてそういった形で広くいじめの定義をし、広く認知をして、それに対して組織的な対応をとるということを規定している以上、まず、法律上の義務として対応せざるを得ないというところがありますし、やはり、認知をしないことには組織的な対応というのもできかねます。要は、担任の先生が1人で抱え込んでしまいますし、認知ができなければ他の先生からの言葉がけもできない、子供から他の先生へのSOSも発信できないので、やはり、広く認知するというのは大切なことだと思っております。

その観点で、1点気になったのは、本日いただいている資料の07の中で、いじめの認知件数が0の学校の割合という資料をいただいているわけですが、その中で、特に高等学校の認知が0の割合というのが、都内の場合、82.1パーセントになっています。国の場合42.8パーセント、小・中学校に関しては、認知0というところが、国の数字よりも低いわけですが、高等学校については高いというところが少し気になりました。

いじめの認知は、やはり、先ほど申し上げたように組織的な対応の基礎ですし、いじめの認知自体がその当該教員に対するマイナスの評価ではなく、むしろ適切な把握に努めていると評価されるべきであるというところは、繰り返しアナウンスさせていただきたいと思いました。

それでは、本題に入ります。弁護士会の方として、主な連携としては、これまでの発表にもありましたが、いじめの問題について、主に、小・中学校に弁護士を派遣して出張授業を行ったり、教育委員会若しくは東京都教育相談センターからの依頼に基づいて、学校の先生方向けに法令に基づく対応についての講義を行っていることもございます。それから、いじめ重大事態調査の第三者委員としての活動や、当然のことながら個別案件の相談、対応、スクールロイヤーとしての活動というところが挙げられると思います。

本日はその中で、課題があると思われる個別のいじめ事案に対する対処、対応についてお話しをさせていただきたいと思います。個別のいじめ事案に対する対処のうちの1つは、先ほど申し上げた、いじめ重大事態調査における第三者委員としての活動になりま

す。この点の課題は、自治体によって、弁護士委員に対する手当が十分でないケースがあるという報酬制度上の問題点があります。ただ、この点は昨年の本協議会でも申し上げたとおりです。この点に関しては、東京3会それぞれにおいて、現在おおむね最低1時間1万円の報酬金というものを定めたこともあり、条例の制限もある中で、各自治体には可能な限り御配慮いただいておりますので、少しずつ改善しているという印象をもちしております。

重大事態調査とは別の、個別のいじめ案件に対する対応としては、当然のことながら経路としては教育委員会事務局、若しくは学校からの法的相談という形になりますが、そこについては、まだまだ課題があるように考えておりますので、こちらをお話ししたいと思います。この点の課題は、端的に言えば、担当する弁護士との間の距離のように思っています。都下の大半の自治体では、弁護士の相談窓口となるのは、都や区、市の教育委員会の事務局であって、現場の学校の先生が直接相談できるような体制にはなっていないことが多いのではないかと思います。そのため、重大事態の中でも重たいものしか弁護士への相談にまではあがってこないことがあるように感じています。

また、教育委員会事務局が弁護士に相談できる体制があるとしても、相手先が教育委員会の顧問弁護士とか、いわゆるスクールロイヤーではなくて、首長部局の顧問弁護士である場合、「他の部署との調整や、順番待ちが生じて機動性に欠ける」とか、「気軽に相談ができない」といった課題をもっている自治体が多いように感じています。首長部局の顧問弁護士は、教育にまつわる法律問題に関しては疎いこともありますし、それ以外の相談も抱えていますので、実効的な相談体制とは言えないと思います。これらの課題については、都の方で、各教育委員会への法務相談体制についてのアンケートなどを実施されていたように記憶しておりますが、その中で、「法務相談体制がある」と回答されているケースでも、実際には、現場の先生から相談ができなくて、教育委員会事務局からの相談のみであったり、かつ、相手先も「首長部局の顧問弁護士に相談できるに過ぎない」というケースも法務相談体制の可能性があるので、この点に関しては、本当に実効的な相談体制になっているのかということころは、意識して検証していただきたいように考えております。

最終的には、もちろん、予算の問題になるとは思いますが、理想は、やはり現場の先生が直接相談できるような体制づくりがベストと考えております。また、そこまでいかなくとも、少なくとも、各教育委員会にスクールロイヤーであったり、教育の視点をもった弁護士の配置や教育委員会事務局が直に相談できるような弁護士との契約であったり、そのような予算措置を進めていただきたいと思います。

実効的な法務相談体制の充実は、発生したいじめ事案への早期対応、重大化の未然防止、それから再発防止の観点から極めて重要だと認識しております。また、弁護士会としてはいじめ問題対応について積極的に協働させていただきたいと思っておりますので、ぜひお声掛け下さい。

実際、法務相談体制の構築について、構想の段階から意見交換をさせていただいている

区教委もございますので、何かございましたら、ぜひともお気軽にお声掛けいただければ、相談に乗らせてもらいたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。実効性のある法務相談体制について、私は、各教育委員会が実施している教育研修やいじめの人材委託などに少し関わらせていただいておりますが、このこと痛感するところです。やはり早期の段階、つまり適切な段階で法律の専門家である弁護士の先生がきちっと対応すれば解決が早い、スピード感があるわけです。そうすれば、保護者の方や子供も安心すると思うので、是非、この件についても、各区市それぞれの体制があるとは思いますが、やはり専門家の力を借りるということは非常に重要なことだと思えます。是非、各区市の教育委員会もそのような体制がとればよいと思いがら、お話をお伺いしました。

また、特に個別の事案について、私が知る限りでは平成25年だと思えますが、いじめ防止対策法ができてから約10年が経過し、そのような法務相談体制をとっている区市教育委員会がかなり増えてきたと思えます。弁護士の先生による子供たちへの出前授業であったり、スクールロイヤーとして直接的な関わりをもつなど、専門的な関わりができるようになってきたと思えます。現実問題として実感するのは、大変言いにくい部分ではありますが、予算措置をしっかりとしなければいけないと思えます。このことはすごく大事な点で、ここに行政関係の方もいらっしゃるので、少し声を大にして言わせていただきました。

それから、最初にお話しした高校の「0」のところですが、これはやはり、先生方の認知度を上げ、人権感覚や生徒の行動をよく見た感覚、そのあたりが重要だと思いお聞きいたしました。非常に専門的な知見をお聞きかせいただきました。ありがとうございました。

続きまして、東京都医師会から川上委員、よろしくお願いいたします。

#### 【川上委員】

東京都医師会医師の川上でございます。長い間、コロナ対応に追われておりまして、今期初めて、この会に参加させていただきますことお詫びいたします。

私どもは、コロナ対応をしながら感じていたことは、東京都医師会からはまず、各市区町村の公立学校に対しての学校医の推薦を地区医師会から行っておりますが、その中で、コロナ禍の3年間を振り返ってみると、やはり、感染対策に主眼が置かれたときには、学校医に対しての相談というのがほとんどなかったように感じています。感染予防のために「部外者は立ち入るな」というような部分があったために、なかなか学校の様子を直接見に行くことができなかったということが残念でございました。そういった中でも、なんとか子供たちの様子を見させていただいておりまして、まず、子供たちは特にコロナの3年

間について、コロナのことが子供にきちんと説明がなされていなかったために、すごく不安を抱えていた時期が最初の1年くらいありました。中には、家族を亡くされたお子さんもいらして、心に傷を負ったお子さんもいました。

また、大人自身も働き方が大きく変わり、在宅ワークも多くなった人もいる一方で、逆にお仕事の関係上、在宅できず、エッセンシャルワーカーの御両親をお持ちのお子さんたちは、「自分の親がコロナに罹ってしまうのではないかと不安になられたと思います。実際、子供たちは、心の状態がとても不安定な3年間を過ごしたのではないかと思います。その不安定な状況の中で、さらに、最近では家庭の育児力というか、親としての力が少し落ちてきているというようなこともあり、子供たちが安心して過ごせる場が奪われてしまったということがあると思います。それにより、自殺の増加、それから最近気付いたことですが、拒食症が増えています。

ですから、医師会と直接関係ないかもしれませんが、子供たちの心が不安定であるという中で、本来、家庭という子供にとって大事な安全基地であるところが揺らいでいるがために、持て余した心のはけ口として、「いじめ問題」というのが起こっていたのではないかと推測します。そのため、これから私供が、学校医として学校に入らせていただく中で、子供たちを守っていくために何かできればいいなと思っております。

また、東京都医師会は、現在、生涯を通じた健康を保つためには、ヘルスリテラシーがとても大切であると考えています。そのヘルスリテラシーを高める行動は、まず学校時代、子供たちの健康教育が大切であるということも新たに認識しております。すでに性教育、がん教育ではチームティーチング、あるいは外部講師として、授業させていただいております。今後、いじめや子供たちの心の健康の問題においても、私どもがお手伝いできることがあるのではないかと考えているところでございます。

さらに、医師会ではありませんが、小児科学会とか、日本小児科医会の方では、思春期健診というものをいつでも実行できるような準備も進めております。というのは、アメリカではブライトフューチャーズという、厚さが8センチメートルくらいあるような本が出版されておりまして、産まれた時から21歳まで、特に2歳以上の子供に関しては、年1回はかかりつけの小児科に行き、「心と体の健康をチェックしてもらいましょう」という制度があります。日本には学校保健という素晴らしい学校医の制度がある一方で、かかりつけで総合的に「心身を時間をかけて診る」という制度がないものですから、こういったものを米国に倣って形を変えて「思春期健診」というような形で、子供たちをかかりつけ医か学校医かどちらかで何とか私たち医師が診ていくという場を作っていきたいと、今努力しているところです。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。家庭の安全、心の健康、かかりつけ医の大事さ、という点に触れていただきました。やはり家庭の教育力が、いじめの防止上、重要かつ専門的な御指摘を

いただきました。ありがとうございます。

続きまして、東京公認心理師協会から上野委員、よろしく申し上げます。

### 【上野委員】

公認心理師協会の上野と申します。

スクールカウンセラーは現在、東京都の全公立学校に配置されておりまして、日本の中でも全校に配置されているのは東京都だけです。地方ですと、月に1回4時間だけスクールカウンセラーが配置できればいいというところが多くありますし、スクールカウンセラーの人数を賄えるだけの公認心理師、臨床心理士がおりませんので、御退職された先生や民生委員など、地域の相談を担う方がスクールカウンセラーとして入っているということがとても多いです。

東京都は、非常に恵まれておりまして、週に1回、学校に行きます。しかし、井上先生が説明されたように、スクールカウンセラーが、教育相談部会の日程に合わないことが結構あります。できるだけ学校と相談しまして、日程を合わせるようにはしておりますが、他に医療機関や、福祉機関に勤めているのがほとんどですので、なかなか変更が利かないのが実情だと思います。そういうときの工夫として、事前に「こういうお子さんを審議したいけど、スクールカウンセラーの意見があるか」などを事前に教えていただければ、資料を用意してお願いすることもございます。そして、幸いにも、私どもは週に1回は学校に行きますので、予定が合わなくても、次の週にはその結果の御報告を受けて、再度、管理職や担任の先生と話をするようにしております。私どもの方から伝えたい内容があった際、先生が出張で不在のときは、こちらからもメモ書きなどを用意してお伝えすると、管理職の先生が学年の先生にお伝えしていただき、できるだけ情報共有ができるように動いております。

今年の状況について、少し申し上げますと、私どものスクールカウンセラーの研修会ですとか、困難なケースの事例相談会なども実施しております。その中で出てきているのは、やはり、いじめの件数についてはコロナが5類に移行した後に増加している印象が現場ではあるということでした。おそらく、これはコロナの「失われた3年間」で、マスク生活、対人距離をとる集団活動の経験が減っているということで、集団として活動する社会的経験がかなり減ってしまったことが要因であり、その機会が奪われて、その集団経験から学ぶところが少なくなっているせいではないか、ということも考えられます。また、かなり自粛生活をしておりまして、そのうっぶんややっ外で動けるということで、行動範囲が広がったという部分もあるのではないかと思います。

そんな中で、他の団体と連携していくということですが、先ほどいくつかお話もありましたけれども、家庭と学校と御本人とだけでは解決しない問題が様々あります。例えば、ヤングケアラーの問題ですとか、経済的な困窮が要因で進学が難しいなどという問題も多々あります。その中で、「どうせ、自分なんかしょうがないから暴れてやる」というよ

うな子供もいるわけです。そういうお子さん達の居場所を学校外にも作るように、子ども家庭支援センターや児童相談所などと協力して、学校外の居場所事業がある自治体もあります。そこが受け皿となり、落ち着いているという子供さんもいらっしゃいますし、社会福祉協議会の協力を仰いで、子供食堂が居場所の事業になっている場合もあります。そういうところと学校をつなぐのにスクールソーシャルワーカーの方の御活躍が大変ありがたく思っております。

ただ、私どもが学校に入ったときもそうでしたが、外部との連携に関しては、スクールソーシャルワーカーとどのようにつながり、また、児童相談所や子ども家庭支援センターとどのように連携していくかというところは、まだ手探りの学校が多いのではないかと思います。

私どもは、いろいろなところで働いておりますので、そういう複数の機関との連携については、様々なサポートができることもあるかと思えます。複数の機関と連携するときには、まず、「それぞれの機関が何をできるのか」ということを、それぞれがきちんと理解しておくことが重要だと考えます。さらに、「自分に何ができるか」、「学校が何をできるか」をきちんと知っておいて、そこの調整をする先生方がいらっしゃることで、そして、対応するケースについての共通認識がないと各連携機関がしっかりとした一枚岩にならないと思えます。せっかく集まったけれども、サポートの力が弱くなってしまうということなので、できるだけ細かく話し合いをして共通認識をもって対応していくということが、大きいことかと思えます。ただ、こういう学校外の連携機関が多く出ておりますので、今まで家にしかいらなかった子供やいじめられて外に出られなかった子供が、外で少し傷を癒して学校に戻ってくるケースも結構増えています。

今後は、このような連携を密にとっていきたいというのが私どもの考えです。以上です。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。特に、スクールカウンセラーの立場でいろいろと御指摘をいただきました。

東京都において、全公立学校に配置しているということは非常に安定的なことだと思います。スクールカウンセラー制度が始まって以降、東京都は安定してスクールカウンセラーを配置していることについては、全国的にも非常に配置度が高いと言えるので、東京都教育委員会の取組は素晴らしいと思います。

それから、いじめの件数について触れていただいて、スクールカウンセラーの活用方法など、具体的に御指摘をいただきました。コロナが5類に移行してからいじめの件数が増えているというのは、それまでは集団体験の不足があったものと感じます。

スクールソーシャルワーカーとの関わり方について、もっと言うと、学校の先生が学校外部との関わり、連携の仕方が少し苦手のように思いますので、もっと上手にやるといいのではないかと思います。ありがとうございました。

続きまして、民生児童委員連合会から深井委員、よろしく申し上げます。

#### 【深井委員】

東京都民生児童委員連合会の深井と申します。私は、現在、台東区の民生児童委員ですので、台東区に関してのお話を中心にいたします。

私は、平成6年に発足した主任児童委員第1期生であり、あの頃はいじめ、虐待、不登校が多くなった時期でした。初めは、特に学校などに全然認知されず、皆様に対してどう接していいかという気持ちが大きかったのですが、今年で約30年が経過したこともあり、やっとそれなりに私どもの活動が周知され、理解を得られるようになったと思っております。

また、19年間の主任児童委員の在任期間中、学校関係との関わりがとても多くありました。その中で、子ども家庭支援センターや児童相談所の方々との連携もありましたが、いじめに対しての問題提起については、1件もありませんでした。

台東区では、19の小学校がありますが、都からのスクールカウンセラーが週1回、区からは週2回派遣されています。中学校については7校ありますが、都、区から週1回のスクールカウンセラーが手厚く派遣されているため、いじめについては未然に予防できていると思います。それから、台東区を管轄する警察署については、上野警察、浅草警察、蔵前警察、下谷警察の4つの警察署があります。その警察署のスクールサポーターの方が、地域の小・中学校の登下校の際に子供達の見守りをしてくださっていることがすごく効果的だと感じています。スクールサポーターの方々が、子供達の登下校の際やパトロール中に声を掛けていただいていることが、ある意味抑止力になっていると思いますので大変ありがたいことだと思います。

また、大きな事案に発展していない台東区の実状からすると、スクールサポーターとスクールカウンセラーの活動が貢献できていると感じておりますので、小さい事例のときでも、私どもに少しでもお話ししていただければ、何か力になれることもあるという気持ちがあります。しかし、「子供のことだから、あまり大げさにしたくない」という気持ちも理解できるので、何か活動できることがありましたら、些細なことでも皆様のお役に立ちたいと思っております。

余談ですが、本日、午前中に都民生児童委員連合会のリモート会議がありまして、まさにその重要性を勉強したところです。

今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【有村会長】

民生児童委員連合会の方から台東区の例を基にして、非常に詳しく話をさせていただきました。とりわけ、スクールカウンセラーとスクールサポーターが連携することの重要性と、その難しさについてお話いただきました。ありがとうございます。

現在まで、それぞれの関係機関の専門の方から御意見を賜りました。非常に貴重な御意見をいただきましたこととお礼申し上げます。

続きまして、行政の立場からいじめ防止対策推進法に関して、どのような連携事業を行っているかという点に触れながら、御意見を賜りたいと思います。

最初に、東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部から馬神委員、お願いいたします。

### 【馬神委員】

生活文化スポーツ局都民安全推進部長の馬神でございます。どうぞよろしく願いいたします。当部におけます、いじめの防止などに関連した青少年健全育成に関わる事業について3点ほど御説明をさせていただきます。

はじめに、インターネット、また、スマートフォンのトラブル相談事業の「こたエール」についてです。

この事業は、架空請求、迷惑メール、有害サイトなどの様々なトラブルに関する相談窓口として、平成21年度から運営をしております。昨年度はネット上でのいじめに関するものも含めまして、全体では約1700件の相談がありました。相談には、電話、メール、SNSで対応していきまして、教育相談センターをはじめ、官民の関係機関と情報共有を行いながら取組を進めています。

次に、ネット利用に伴うトラブルの実態、またトラブルから身を守る防止策などを学ぶ「ファミリールール講座」を開催しています。昨年度は、青少年、また、保護者、教職員などの方を対象といたしまして、約750回講座を開催いたしました。講師による座学のほかに、インターネットやSNSを安全に利用するための生徒同士による自主ルール作りを支援する講座を選択できるなど、生徒が自分の問題として、主体的に考えてもらえるよう、年々内容を工夫して行っているところです。また、学校や家庭向けとして、ネットの適正利用を啓発するリーフレットを作成しており、別添資料1が、中学1年生に向けた「ネットの危険知ってる？」というものです。

次に、別添資料2として載せておりますのが、保護者向けのリーフレット、「家庭で見守る子供のネットスマホ利用」というものです。それぞれ対象者に向けて、内容を工夫しながら作っているもので、御覧いただければと存じます。今後も青少年及び保護者の方への啓発、また学校や地域と連携した効果的な取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、悩みや困難を抱える子供・若者、また、支援者に対して、相談窓口、また、支援機関などの情報提供を行うポータルサイト、「若ぼた」というのがあります。別添資料3にはこのポータルサイトのトップページだけを載せておりますが、「若ぼた」では、相談したい内容や、利用対象地域を選択する、若しくは、キーワードを入力することで、できるだけ自分に合った相談窓口、また支援機関を検索できるような形で作っております。

また、若者支援に関するイベントなどの情報も掲載するようしております。

この他にも、登録していただきますと、関係機関の方のみが利用できるページを設けて

いるので、その中では、関係機関同士の連携した支援に資する情報も共有しているところ  
です。

当部といたしましても、関係機関の皆様との連携を一層強化して、いじめ防止を含めた  
若者の健全育成に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。よろしくお  
願いいたします。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。馬神委員からは、ネットの効果的な利用とその大切さを指摘  
していただきました。

只今、私も「ネットの危険知ってる？」や「若ぼた」を見ていますが、とても良い情報  
が提供されていると思います。この機会に良い学びができました。ありがとうございます  
です。

続いて、生活文化スポーツ局私学部の戸谷委員が本日欠席ですので、代理で福本私学部  
私学行政課長お願いいたします。

#### 【福本私学部私学行政課長】

戸谷私学部長の代理になります、私学行政課長の福本です。

都内の私立学校に対する連携の現状を御説明いたします。都内の私立学校は、小学校、  
中学校、高等学校、特別支援学校を合わせますと約 480 校ありまして、約 28 万人の児  
童・生徒が通学をしております。私立学校は、それぞれの学校の建学の精神に基づいて独  
自に教育活動や学校運営など行っており、当生活文化スポーツ局私学部としましては、  
様々な支援や助言を行うという形で関与しております。

いじめ問題に関してですが、都内のすべての私立学校で、学校いじめ防止基本方針の策  
定、及び、学校におけるいじめ防止などの対策のための組織を設置しております。各学校  
が主体となって、スクールカウンセラーや教育相談担当者の配置、医療機関などの学校外  
の専門機関との連携など、子供たちが相談できる環境作りにも積極的に取り組んできまし  
た。こうした取組を支援するために私学部としましては、スクールカウンセラーの配置に  
対する補助を行うとともに保護者に学校からの相談対応、いじめ相談窓口などの情報提  
供、私学団体などと連携した研修などを行っております。

今般、都内の私立学校からのいじめや重大事態に関する相談や報告が増加しておりま  
す。その中には、SNS 上での暴言や、画像の無断流出など、様々な態様の事案が見受けら  
れまして、現場での対応も難しくなっていると考えております。私学部におきましては、  
引き続き、各学校や保護者などの事情を踏まえながら、問題の解決に向けた助言などを  
行っております。

また、毎年、文部科学省の担当者を招きまして、私立小学校、中学校、高等学校及び特  
別支援学校の校長先生や生活指導の先生を対象に、いじめ問題の対応についての説明会を

開催しています。今年度は、11月8日に文部科学省からいじめ自殺等対策専門官を招きまして、法令や生徒指導提要の概要を説明しつつ、どのような場合にいじめやいじめ重大事態に該当するのか、具体的なパターンを示し説明していただくとともに、参加者間でも話し合いを行い、他の学校の状況などの情報共有も行うことができました。説明会后には、学内で抱える個別案件についての対応方針の相談にもものっていただき、参加者からは実際の現場での指導に向け、「具体的に役立つ説明会であった」、「改めて、学校内の教職員と子供の悩みを共有したい」などの意見、感想をいただきました。

今後、各学校でも取組に活かすことができる機会になったと考えております。本会における協議や皆様方の御意見を踏まえまして、今後も児童、生徒の支援に向けて私立学校への助言などに努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。福本私学部私学行政課長からは、東京都が、私立学校への支援が非常に多彩な取組をされていることを紹介していただきました。

スクールカウンセラーの補助であるとか、それから、文部科学省の関係者用の専門的な講演会の企画とか、非常に多彩な援助がされていることが分かりました。ありがとうございます。

続きまして、東京都児童相談センターから木村委員、お願いいたします。

#### 【木村委員】

児童相談センター次長の木村です。よろしくお願いいたします。

児童相談所では、いじめに関する相談を例年受けています。例えば、令和2年度は20件、3年度は19件、4年度については30件と年々増加している状況でございます。相談の内容につきましては、いじめそのものよりも、例えば、いじめが原因で精神的に不調になり発生した家庭内でのトラブルや、また、不登校について悩んで御連絡いただくことが多いです。このような相談を受けたときに、我々として1つの方法としては、子供の権利擁護専門相談事業というのを実施しており、電話相談員・子供権利擁護専門員が対応するというものがございます。この事業につきましては、子供権利擁護専門員の弁護士と電話相談員とが協働し、子供からのいじめなどの相談を受け付けまして、公正、中立な立場から子供と関係機関との間に立って調査・調整活動を行っています。この仕組みにつきましては、例えば、電話相談員がまず電話を受けて、相談内容から支援のためにどの関係機関につなげたらよいかを判断しております。

また、もう1歩踏み込んだ対応としては、電話相談員との相談後、子供と権利擁護専門委員が直接面接をし、権利擁護専門委員が事実関係の調査をして助言をするということも実施しております。調査に当たっては、学校や地域の関係機関と協力して実施し、その調

査・調整結果に基づく助言への対応について関係機関から報告を求めるなど、子供たちの権利を確保するための取組をしております。

こうした取組で関係機関と協力、連携しながら、子供の権利擁護やいじめなどの対応を行っていきたいと思います。どうもありがとうございます。

#### 【有村会長】

ありがとうございました。東京都児童相談センターからは、子供の権利や専門家の活用やその適切な仕組み作りを紹介していただきました。ありがとうございます。

続きまして、警視庁生活安全部少年育成課から平沢委員、よろしく願いをいたします。

#### 【平沢委員】

改めまして、警視庁生活安全部少年育成課長の平沢でございます。よろしく願いいたします。私からは、日常の連携の大切さにつきまして、2点ほど御説明させていただきます。

1点目は、スクールサポーター制度になります。スクールサポーター制度は、警察官OBを警察署などに配置し、学校などにおける少年の非行防止や立ち直り支援、児童の安全確保対策、非行防止教室への支援、有害環境の浄化活動などを行うものです。

現在、都内102ある警察署のうち、管内に学校がある95の警察署に133名のスクールサポーターを配置しており、令和4年度中にスクールサポーターが、小・中・高校を訪問した回数は、合計約34,000回に上ります。

スクールサポーターが、学校からいじめに関する情報や相談を受理した際は、警察署の少年係と共有し、いじめを主眼とした実効性のある非行防止教室を実施したり、教育委員会の主催する各種会議やサポートチーム会議に出席して、学校との情報共有や助言などを行っています。

1つ事例をあげますと、学校からいじめの相談を受けたスクールサポーターが警察署の少年係に報告し、学校、保護者、関係機関と早期に連携しながら、非行防止教室の実施や警察による個別の児童への指導をしたところ、「いじめにつながるトラブルが無くなった。ありがとうございました。」との声を保護者や先生からいただきました。

今後も、学校とスクールサポーターとの緊密な連携が大切であると考えています。

2点目は、少年相談の活用についてです。少年相談につきましては、少年本人をはじめ、保護者、学校の先生などからも相談をいただいております。昨年1年間の少年相談の受理件数は6,081件で、一昨年に比べると140件増えています。この中で、いじめを主訴とする相談が108件あり、一昨年に比べて18件微増という状況です。学識別では、小学生に関する相談が57件と相談の約半数を占め、クラスメイトから金銭を要求されるなどのいじめを受けた少年の保護者からの相談などがあります。

少年相談は、各警察署の他、都内8か所にある少年センターにおいて、臨床心理士などの資格をもつ少年相談専門職員が受け付けをしています。また、ヤング・テレホン・コーナーという電話相談窓口を設けて24時間体制で相談を受け付けており、これらの相談窓口があることを改めて御承知していただければと思います。

いじめ問題に対しては、児童、生徒の命や安全を守ることが最優先であり、関係機関が連携して対応し、深刻な事態への発展を防止すべきであると考えております。引き続き、これらの制度を活用していただくことで連携を図って参りたいと思います。

最後になります。若干、表題からはずれますが、昨年度以降、子供たちの居場所についていろいろ話題になっていると思います。家庭の居場所がない理由として、学校、いじめに起因する部分もあるかもしれません。この件に関して、皆様も御承知かと思いますが、いわゆるトー横問題があります。トー横とは、新宿区歌舞伎町にあります「新宿東宝ビル」周辺の場所を言い、そこに集まる子供たちが事件や犯罪被害に巻き込まれる事案が発生しています。トー横に集まる子供たちは、ほぼ6割が他府県から来ていることが多く、残りの4割は東京都内の子供たちです。そのような事情から、警視庁としましては、継続補導・支援を展開して、「歌舞伎町が、居場所ではない。」などということを教えるように努めています。

また、本件に関する相談については、各少年センターでも話を聞いておりますので、よろしく願いいたします。

#### 【有村会長】

警視庁による少年の健全育成の取組についてお話いただきました。

とりわけ、少年非行の問題に関して居場所の問題については、非常に貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

続きまして、人権擁護の視点から東京法務局の大宮委員、お願いいたします。

#### 【大宮委員】

東京法務局人権擁護部長の大宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

東京法務局の取組の紹介をするにあたりまして、「人権の擁護」という冊子を御用意させていただきましたので、そちらを御覧いただきながら、御報告させていただきたいと思っております。

法務省の人権擁護機関では、人権相談とその後の救済活動を行う他、皆様に人権への理解を深めてもらうための啓発活動に取り組んでおり、特に子供の人権課題には力を入れて取り組んでおります。

東京法務局は、関東甲信越に静岡県を合わせた1都10県を管轄している法務局ですが、令和4年の東京法務局管内のいじめに関する相談件数は、2,135件であり、そのうち、都内は716件でした。そして、そこから人権侵害の疑いがあるとして、新規に人権侵害事件として取り扱ったものは、管内で180件、東京都内では57件となりました。御参

考までに、冊子の41ページの上の円グラフは、全国の数字になり、昨年の事件の種類別内訳になります。いじめに関しては、高い水準で推移している状況です。

当機関では、子供を対象とした相談事業として、フリーダイヤルの専用相談電話とメールやLINEのほか、本日、小学生用のみになりますが、お手元に配布しています「こどもの人権SOSミニレター」を学校に御協力いただきまして、都内の小・中学生全員に配布しています。現在、学童保育や児童相談所に御協力いただきまして、設置の拡大を図っているところです。このミニレターは、切手が不要の便箋付き封筒になっており、悩みを書いた後に切り貼りはしますが、ポストに投函していただければ、直接、当機関に届く仕組みになっています。また、こちらも冊子の7ページの下の方に全国の数が記載してあります。昨年度のいじめに関する相談は、ミニレター全体の約4分の1になっています。東京都内の小中学生からは、ここ数年、毎年だいたい1,000通前後が届いている状況です。そして、寄せられた相談内容について、人権侵害の恐れがある場合には、学校や関係機関に御協力いただき、連携して対応させていただいているところです。特に、子供によっては、このミニレターの中に、「どこに返信してもらえるのですか」という質問が書かれており、「親や家に送らないで」という申し出があります。このように、学校、親に知られたくないというようなものもあるので、その場合には、学校と協力しながら対応していきたいと考えております。

最近では、いじめに限った話ではありませんが、インターネット上の人権侵害が問題となっているところ、こちらも冊子の26ページにあるように、法務局では違法性のある書き込みについては、相談者の意向を聞きながら、プロバイダーに対して削除要請を行うなどの対応に努めております。対応が難しいサイトもありますので、書き込み内容が拡散していくというようなものに関しては、削除要請も行っていますので、御相談いただければと思います。

その他、いじめを未然に防ぐ取組として、動画の配信やシンポジウムなどの他、冊子の48、49ページにあります、「人権作文コンテスト」、「人権教室」、「人権の花運動」など、いずれも学校に御協力いただいて実施しております。

また、スポーツ組織と連携して人権教室を開くことがあります。その際、子供連れの親御さんにアンケートをお願いすると、「初めてそういう話を聞きました。」というような回答をいただくことがありますので、当機関の活動については、保護者向けのものも積極的に広げていきたいと考えております。

当機関といたしましては、子供の人権を守るため、いずれの取組においても一層充実、強化を図っていききたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【有村会長】

子供の人権侵害について、2点の資料を見ていただきながら、詳しく説明いただきまし

た。私も学生の授業に使いたいと思いながら、拝見したところです。是非、勉強して活用させていただければと思います。子供の権利、人権という問題について、とても大事な指摘をいただきました。ありがとうございました。

これまで、行政として取組んでいる中身などについて、関係機関の皆様から非常に貴重な御意見をいただきました。皆様にありますは、この貴重な意見をそれぞれの立場で活かしていただければありがたいと思います。

それでは、最後になります。教育庁指導部の小寺指導部長から、まとめのお話をいただきたいと思ひます。小寺委員、よろしくお願ひします。

#### 【小寺会長職務代理者】

指導部長の小寺でございます。本日は、委員の皆様から大変貴重な御示唆、御指摘をいただきました。ありがとうございました。

東京都の子供たちの体調、成長を支えるためには、ここにいらっしゃる皆様方が、いかにいじめ防止のために様々取組んでくださっているか、そうした現状や課題も含めて共有できたということで、大変意義深い時間だったと思ひています。

複数の委員の皆様から、「いじめの定義をしっかりと理解した上で認知をしていくことが重要」という御指摘を承りました。中には、「学校によっては、いじめがゼロだったというのは、すごく不自然ではないか」というようなお話もあったところです。私どもは、このいじめの認知に関しては、相当、学校で啓発を図っているところですが、ここで1つの事例を挙げて説明をさせていただきます。

AさんがBさんCさんのことを、SNSで少し悪口を書いたとします。それに対して、BさんとCさんが、「ふざけんじゃないよ」と、Aさんにきつい言葉でなじったところ、結果的にAさんが欠席をして、学校に来れなくなってしまいました。そうすると、時間が経過するにつれ、「これはいじめに該当するのか、しないのか」という問題が出てきます。

学校の対応として、例えば、「これはお互い様だから、いじめとは言えない」という説明をする場合があります。特に、BさんやCさんの言い分として、「自分も言われているから」と反論し、あるいは、保護者からすれば、「なんでうちの子ばかり」と主張したりします。そのため、なかなか「いじめ」と認めずに、通常、いわゆる「トラブル」いう形で、「いじめとは、扱わないほうがいいのではないか」というような結論に至り、相談を受けることがあります。私どもは「それは違います」と回答をしております。これはAさんの行った行為も、人を傷つけているのであれば、「いじめ」にあたりますし、BさんCさんの行為もAさんに対して、「いじめ」を行っています。つまり、「いじめ」というのは、どちらかだけを一方的な加害者と被害者という、いわゆる社会通念上の「いじめ」の構図で捉えてしまうと、これは「いじめ」とは認められないとなるので、むしろAさんが傷つき、さらに、BさんもCさんも傷ついていることを、しっかりと学校としても理解して受けとめて、子供たちに対応していきましようという意味で、これは「両件とも、い

はじめとして認知してください」という説明をしています。

そのため、認知件数が少しずつ上がっていますが、いまだに年度当初時に、保護者にしっかり「いじめ」の対応方針を伝えてないことがあると、年度途中で「これは、いじめになります」と説明しても、逆に躊躇するということがあります。ですので、しっかりと学校には、そうした「いじめ」対応を、保護者の方にも学校の方針として伝えてもらうよう、今後とも、私どもはしっかりと伝えさせていただきたいと考えております。

本日、様々ないただいた御示唆を、改めて、学校だけではなくて、家庭、地域、関係機関、行政機関、そして、ここにいらっしゃる皆様が所属されている組織の力を合わせて、よりよい子供たちの未来を築いていきたいと考えています。

引き続き、どうぞ御指導、御助言を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

#### 【有村会長】

小寺指導部長、ありがとうございます。具体的な例を交えて、いじめ対応の重要性について触れていただきました。ありがとうございます。

本日、皆様にいろいろな貴重な御意見をいただきましたことを感謝申し上げます。私も最後に2点だけ、皆様から貴重な御意見をいただきましたので、感想をお話させていただきます。

まず、いじめ防止についてです。私は、主に教育学を担当しているものですから、教育の視点から申し上げますと、やはり特に小、中、高等学校の学校教育においては、授業が分かることが大事です。授業がしっかりと分かることが、いじめ対策の根底だと思っております。そういう意味で「学びの確かさ」ということを、先生方をお願いしたいと思いません。簡単な言い方をしますと、「分かる授業をしてほしい」ということです。つまり、「子供が、学校で楽しく過ごせるようにして欲しい」ということです。この根拠は、東京都いじめ防止対策推進条例第3条の「基本理念」に「子供が安心して過ごせる学校を作ってほしい」と書かれています。このように条例の理念でありますから、その視点が抜けてしまうと、どうしても子供たちがつらい思いをしてしまうということになるかと思えます。

次に、法律の問題です。「法で見てどう理解するか」ということを、先ほど、直田委員におっしゃっていただきましたが、法的な理解が非常に重要だということです。

1つエピソードをお話しますと、ある中学校の校長先生が、「教育委員会から様々なことを要請されることがあるため、その対応が面倒だったり、苦慮することが多い」ということを意見したところ、教育委員会の指導室長が、「本区では、法務相談員の弁護士を常時確保しているので、何か困ることがあったり、教育委員会に言いにくかったら、直接、その弁護士に連絡して相談してもいいですよ」という指導を受けたようです。様々な教育委員会が行う事業について、おおむね校長会では不評のようですが、その対応は非常に好評だったということをサラッと教えてくれました。やはり、現場の先生方に見てみる

と、自分の考えている「いじめ対応」というのは法的なレベルで考えて、「どう理解しているのか」ということ、つまり、学校の先生は教育の専門家ではあるかもしれませんが、やはり法については理解が十分でないところがあるかもしれないため、そういう点で、東京都いじめ防止対策推進条例ができて、「法のレベルでどう考えるのか」という視点が、これからは重要になってくると理解しております。

いろいろと申し上げましたが、本日の連絡協議会で多くの委員の皆様から、貴重な御意見を賜りました。このことが関係機関、それから個々の子供たちのために、「すどん」と落ちていくようなものにしていければいいなと思って、伺ったところです。

進行に御協力をいただきましたことを、感謝いたします。ありがとうございました。では、事務局へ進行をお返しいたします。どうぞよろしく願いいたします。

**【事務局（福田主任指導主事）】**

有村会長、そして委員の皆様、貴重な御協議を賜り、ありがとうございました。

頂戴しました御意見を踏まえ、今後とも東京都といたしましては、いじめ問題の対応充実に向けて、確実な対応を推進してまいります。どうぞよろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の東京都いじめ問題対策連絡協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。